

〔平成23年1月26日〕
制 定

最近改正 平成23年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構（以下「機構」という。）の安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）の基本方針を定め、適切な管理体制を構築整備することにより、輸出管理の確実な実施を図り、もって国際的な平和及び安全の維持の観点から我が国の研究機関として国際的責任を果たすことを目的とする。

2 この規程に定めるもののほか、機構における輸出管理については、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）及びその他関係法令の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この規程は、機構が行う国内における技術の提供若しくは外国における技術の提供を目的とする取引（以下「技術の提供」という。）又は貨物の輸出に関する業務に適用する。

(定義)

第3条 この規程における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

一 「外為法等」とは、国際的な平和及び安全の維持の観点から技術の提供及び貨物の輸出を規制する外為法とこれに基づく政令、省令、通達等をいう。

二 「技術の提供」とは、次に掲げる行為をいう。

イ 外国（外為法第6条第1項第2号に定める地域をいう。以下同じ。）における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又はこれらを目的とした国内における技術の提供（技術を記載し、若しくは記録した文書若しくは記録媒体を外国へ送付し、又は技術を電気通信により外国に向けて送信する行為を含む。以下同じ。）を行うこと。

ロ 非居住者（外為法第6条第1項第6号等に定める者をいう。）への技術の提供又はそれを目的とした居住者（外為法第6条第1項第5号等に定める者をいう。）への技術の提供を行うこと。

三 「貨物の輸出」とは、外国を仕向地として貨物（外為法第6条第1項第15号に定める動産をいう。以下同じ。）を送付すること（貨物の国内における送付で、外国を仕向地として送付されることが明らかなものを含む。）をいう。

四 「輸出等」とは、技術の提供及び貨物の輸出（輸出を前提とする国内取引を含む。）をいう。

五 「技術等」とは、技術及び貨物をいう。

六 「規制技術等」とは、国際的な平和及び安全の維持の観点から外為法等により規制されている技術等をいう。このうち、外国為替令（以下「外為令」という。）

別表の1の項から15の項までに該当する技術を「リスト規制技術」といい、輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第1の1の項から15の項に該当する貨物を「リスト規制貨物」という。リスト規制技術とリスト規制貨物をあわせて「リスト規制技術等」という。また、外為令別表の16の項に該当する技術及び輸出令別表第1の16の項に該当する貨物を「キャッチオール規制技術等」という。

七 「核兵器等」とは、核兵器，軍用の化学製剤若しくは，細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機をいう。

八 「開発等」とは，開発，製造，使用又は貯蔵をいう。

九 「教職員等」とは，役員，機構職員，その他機構に雇用されるすべての者をいう。

十 「通常兵器」とは，核兵器等以外の輸出令別表第1の1の項に該当する貨物をいう。

十一 「通常兵器の開発等」とは，通常兵器の開発，製造又は使用をいう。

十二 「該非判定」とは，技術等が，リスト規制技術等に該当するか否かを判定することをいう。

十三 「取引審査」とは，該非判定又は用途・需要者を確認する場合において当該判定又は確認の事項に該当するときに，機構として当該取引を行うかどうかを判断することをいう。

（基本方針）

第4条 機構における輸出管理の基本方針は，次の各号のとおりとする。

一 規制技術等の技術輸出については，外為法等及びこの規程に反する行為は行わない。

二 外為法等の遵守及び適切な技術輸出管理を実施するため，技術輸出管理の責任者を定め，技術輸出管理体制の整備，充実を行う。

（安全保障輸出管理最高責任者）

第5条 前条に規定する基本方針に基づき，技術輸出管理関連業務を適正かつ円滑に実施するため，機構に安全保障輸出管理最高責任者（以下「最高責任者」という。）を置き，機構長をもって充てる。

2 最高責任者は，機構の輸出管理の重要事項の最終的な決定を行う。

（安全保障該非確認責任者）

第6条 機構に，最高責任者の下で輸出管理業務を統括する安全保障該非確認責任者（以下「該非確認責任者」という。）を置き，研究担当理事をもって充てる。

2 該非確認責任者の業務は，次のとおりとする。

一 この規程の制定及び改廃に関すること

二 この規程に基づく運用，手続等の策定及び改廃に関すること。

三 取引審査の承認並びに記録の保存に関すること。

四 機構内の技術輸出管理業務の総括及び機構内への徹底事項の指示，連絡，要請等に関すること。

- 五 技術輸出管理業務の監査に関すること。
- 六 技術輸出管理の教育に関すること。
- 七 技術輸出管理に係る教職員等からの相談に関すること。
- 八 第8条に定める安全保障輸出管理責任者に対する技術輸出管理業務に係る報告等の要求，調査の実施，又は改善措置等の命令に関すること。
- 九 経済産業省への技術輸出管理業務に係る相談及び許可申請に関すること。

(安全保障輸出管理アドバイザー)

第7条 機構に，安全保障輸出管理アドバイザー（以下「輸出管理アドバイザー」という。）を置き，該非確認責任者が，任命又は外部委嘱する。

2 輸出管理アドバイザーは，該非確認責任者の業務を補佐する。

(安全保障輸出管理責任者)

第8条 各研究所及び本部所属センター（以下，「各研究所等」という。）に安全保障輸出管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き，研究所にあっては研究所長，本部所属センターにあっては，センター長をもって充てる。

2 管理責任者の業務は，次の各号のとおりとする。

- 一 該非確認責任者の指示，連絡，要請等の周知徹底に関すること。
- 二 第16条及び第17条における輸出等の許可対象の管理に関すること。
- 三 一次審査に関すること。

(安全保障輸出管理委員会)

第9条 機構に，機構の輸出管理に関する事項を審議するため，安全保障輸出管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の審議事項は，次の各号のとおりとする。

- 一 該非判定及び取引審査(以下，「二次審査」という。)に関すること。
- 二 輸出管理に係る規程等の制定及び改廃に関すること。
- 三 輸出管理に係る教育及び監査の実施に関すること。
- 四 該非確認責任者からの諮問事項の調査に関すること。
- 五 その他輸出管理に関する重要事項に関すること。

3 委員会は，次の各号の委員で組織し，委員長は，該非確認責任者をもって充てる。

- 一 該非確認責任者
- 二 管理責任者
- 三 輸出管理アドバイザー
- 四 事務局長
- 五 企画課長
- 六 その他該非確認責任者が必要と認めた者

4 委員会の庶務は，企画課において処理する。

(一次審査)

第10条 輸出等を行おうとする教職員等は，以下の各号に該当するときは，リスト規制技術等について該非判定を受けなければならない。

- 一 非居住者に対する研究施設の案内及び本邦の内外において技術の提供を行う場合

- 二 本邦へ入国後 6 月を経過していない外国人留学生又は外国人研究生に対して公知となっていないリスト規制技術等に係る情報を用いて授業・研究指導を行う場合
 - 三 本邦の内外で非居住者と打合せ又は会議を行う場合
 - 四 海外の大学，研究機関又は企業と研究協定等を締結する場合
 - 五 非居住者又は本邦外に滞在する居住者に宛てた電子メール，ファクシミリ等に資料，図面，データ若しくはプログラムを記載し，又は添付して送信する場合
 - 六 非居住者又は本邦外に滞在する居住者に対し仕様書，図面，データ等を送付する場合，又はそれらの情報を記録した U S B メモリ等の記録媒体を送付又は手荷物として本邦外へ持ち出す場合
 - 七 研究等に必要な測定器等の機器，研究材料等を貨物として輸出し，又は手荷物として国外に持ち出す場合
- 2 前項の該非判定は，次の各号により行うものとする。
- 一 輸出等を行おうとする教職員等は，前項に該当する事由がある場合は，別に定める安全保障輸出管理チェックリスト（以下，「チェックリスト」という。）により判定を行い，該非判定書の作成を要するときはチェックリストに該非判定書を添えて，管理責任者へ提出する。
 - 二 管理責任者は，前号の該非判定書及び当該該非判定書に添付される技術に関する資料により最新の外為法等に基づいてリスト規制技術等に該当するか否かの判定並びに第 1 1 条及び第 1 2 条に定める事項の判定（以下「一次審査」という。）を行う。
 - 三 機構外から調達した技術等に係る輸出等について該非判定を行う場合は，管理責任者は，当該技術等の調達先から該非判定書を入手する等の方法により，適切に該非判定を行う。ただし，当該調達先から該非判定書等を入手できない場合には，機構の責任において該非判定を行うことができる。
 - 四 前 2 号の場合において，管理責任者は，該当と判定した場合，又は疑わしい事項がある場合若しくは判定できない理由がある場合には，該非確認責任者に第 1 3 条に基づく審査を申請する。
 - 五 管理責任者は，一次審査において非該当と判定した場合には，速やかに該非確認責任者に判定結果とその根拠を報告しなければならない。

（用途確認）

第 1 1 条 第 1 0 条に該当する輸出等を行おうとする教職員等は，チェックリストにより，当該輸出等の相手先，当該需要者等について次の各号に該当するか否かを確認しなければならない。

- 一 リスト規制技術等については，当該輸出等に係る技術若しくは貨物が大量破壊兵器等の開発等若しくは大量破壊兵器等の開発等以外の軍事用途に用いられる，又はこれらのおそれがあること。
- 二 キャッチオール規制技術等については，当該輸出等に係る技術又は貨物が大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがあること。

（需要者等確認）

第12条 第10条に該当する輸出等を行おうとする教職員等は、チェックリストにより、当該輸出等の相手先、当該需要者等について次の各号に該当するか否かを確認しなければならない。

- 一 経済産業省が作成する最新の外国ユーザーリストに記載されていること。
- 二 大量破壊兵器等の開発等を行う、又は行ったことが入手した資料等に記載されていること、又はその情報があること。

(取引審査)

第13条 輸出等を行おうとする教職員等は、その技術等が管理責任者による一次審査において、以下に該当すると判定された場合は、第10条の該非判定書に加えて取引審査票（以下、「審査票」という。）を作成の上、該非確認責任者に審査を申請する。なお、当該取引を行うか否かの判断は、委員会の二次審査を経て該非確認責任者が行う。

- 一 第10条の該非判定の結果、外為令別表の1の項から15の項、又は当該貨物等が輸出令別表第1の1の項から15の項に該当する場合
 - 二 第11条の各号に該当する場合
 - 三 第12条の各号に該当する場合
 - 四 経済産業大臣から許可申請をすべき旨通知を受けた場合
 - 五 第1号から第3号に該当するか否か不明の場合又は疑義がある場合
- 2 審査票には、仕向地、貨物等の名称、該非判定結果、需要者、用途、取引経路等を記載し、審査に必要な書類を添付するものとする。
- 3 審査票を起票するに当たっては、取引の内容を事実即して正確に記入しなければならない。
- 4 国内取引であっても、輸出等されることが明らかな場合には、第1項と同様の手続を行うこと。
- 5 輸出等を行おうとする教職員等は、該非確認責任者の承認を得る前に、技術の提供若しくは貨物の輸出に関する決定又は契約を進めてはならない。

(外為法等に基づく許可の申請等)

第14条 該非確認責任者は、前条における判断において外為法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない輸出等については、最高責任者名により所定の申請書及び添付書類を作成し、経済産業大臣に対して許可申請を行うものとする。

- 2 教職員等は、外為法等に基づく許可が必要な輸出等については、経済産業大臣の許可を取得しない限り当該輸出等を行ってはならない。

(契約書等への明示)

第15条 輸出等を行う場合は、原則として契約書等の書面による約定の取り交わしを行わなければならない。これらの契約書等には、日本政府の許可を受けなければならない技術の提供又は貨物の輸出については、許可を取得するまでは発効しない旨又は許可を取得できないものは本契約の対象から除く旨並びに大量破壊兵器等の開発等に転用しないこと及び許可の条件を遵守することを明示し約定することを基本とする。

(貨物の出荷管理)

第16条 輸出等を行おうとする教職員等は、第10条及び第13条の手続が行われたこと並びに出荷される貨物（自らが海外に持出すハンドキャリー貨物を含む。）が該非判定等の書類の記載内容と同一のものであることを確認しなければならない。また、外為法等の許可が必要な貨物の輸出の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。

2 管理責任者は、輸出時に前項の輸出等を行おうとする教職員等による確認がされていないことを知った場合は、直ちに当該輸出手続きの取り止めに命じ、該非確認責任者へ報告するものとする。

3 管理責任者は、通関時に事故が発生した場合は、直ちに輸出手続を取り止めて該非確認責任者へ報告する。該非確認責任者は、事実関係を把握し、輸出通関停止の指示を含む適切な措置を講じる。

（技術の提供管理）

第17条 輸出等を行おうとする教職員等は、技術の提供を行う場合、第10条及び第13条の手続が行われたこと、並びに外為法等に基づく許可を受けなければならない技術の提供を行う場合は、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。

2 管理責任者は、技術の提供時に前項の輸出等を行おうとする教職員等による確認がされていないことを知った場合は、直ちに当該技術の提供の取り止めに命じ、該非確認責任者へ報告するものとする。

（監査）

第18条 該非確認責任者は、機構の輸出管理がこの規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、監査を定期的に行うものとする。

（教育）

第19条 該非確認責任者及び管理責任者は、外為法等及びこの規程の遵守の重要性を理解させ、確実な実施を図るため、教職員等に対し、計画的に教育を行わなければならない。

2 管理責任者は、各研究所等において研究に従事する機構の教職員以外の学生、研究者等に対し、外為法等の法令違反を生じないように計画的に教育することに努めなければならない。

（文書管理又は記録媒体の保存）

第20条 輸出等手続きに関連する書類は、事実に基づき正確に記載しなければならない。

2 第10条、第13条、第14条、第18条及び第19条に係る文書又は記録媒体は、情報・システム研究機構法人文書管理規程（平成16年5月26日制定）に従い、技術等が提供された日又は貨物が輸出された日から起算して、7年間保管しなければならない。

（報告）

第21条 教職員等は、外為法等又はこの規程に対する違反の事実を知った場合又は違反のおそれがある場合には、その旨を該非確認責任者に速やかに報告しなければならない。

2 該非確認責任者は、前項の報告内容を調査し、外為法等に違反している事実が判明した場合又は違反のおそれがあることを知った場合は、最高責任者に報告する。最高責任者は、機構内の関係部署に対応措置を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告するものとする。

(罰則)

第22条 故意又は重大な過失によりこの規程に違反した教職員は、情報・システム研究機構懲戒規程（平成16年4月1日制定）による処罰の対象とする。

2 故意又は過失によりこの規程に違反した教職員以外の者は、その受入制度による契約等を解除され、更に機構に損害を与えた場合又は外為法等に違反した場合は、損害賠償請求又は告訴されることがある。

(庶務)

第23条 輸出管理に関する最高責任者及び該非確認責任者の業務に伴う庶務は、本部企画課において処理する。

2 管理責任者の業務に伴う事務は、各研究所等において処理する。なお、組織変更があるときは、該非確認責任者の承諾を得て、保存すべき輸出等に関する管理文書を引き継ぐ責任者を定めるものとする。

(雑則)

第24条 この規程に定めるもののほか、輸出管理に関し必要な事項は、該非確認責任者が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年1月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。